

# 生活扶助基準額改定

## 高齢者・ひとり親 実質大幅減に

生活扶助は、日々のないでの、改定額は据え置かれます。

被服費、光熱費なども支給するもの。生活保護制度の最大の柱です。

23年は5年に一度の生活扶助基準額改定の年にあたります。

政府は23年度予算案で、生活保護を利用し

て、生活保護を利用する年には前年同月比プラス3%と40年来最大

11月の消費者物価指数

は、前年同月比プラス3%と40年来最大

たうえで、23、24年度の上昇率になり、物価

は物価高を踏まえ特例として一人月千円を加算する」としました。

生活保護世帯の生存権を守るため、厚生労働省が、農田政権は2023年10月の生活扶助基準額の改定

で、多くの世帯を対象的に大幅減額にしようとします。

高齢者世帯と障害者世帯で打撃が大きくなることが、厚生労働省の資料で分かりました。

・6%で物価高が直撃。  
生活保護利用者の4割超を70歳以上が占めており影響は深刻です。

親が30代、小学生の子どもが一人のひとり親世帯も0・2~1・3%となっていきます。

社会生活を送るうえで必要とされるもの不足状況を調べた厚労省調査で、生活保護世帯は「新しい下着の購入」との回答が多いの

世帯類型で1~2割に上ります。「急な出費への対応」も6~7

1~2割あります。

厚労省は予算案関連資料で、生活扶助基準額が23年10月の改定でどう変化するかを生活保護世帯の家族構成や年齢、居住地域ごとに1)の場合、見直して1)の改定率が2・5%を下回る実質減となりました。

特に75歳以上は単身増額が必要です。

・夫婦世帯とも0~10

### ◆2023年10月改定の生活扶助基準額

世帯類型	級地	改定基準額	増加率
夫婦子1人 (30代夫婦、 3~5歳)	1級地1	15.3万円	4.2%
	2級地1	14.4万円	5.2%
	3級地2	13.4万円	4.9%
夫婦子2人 (40代夫婦、中 学生と小学生)	1級地1	18.1万円	1.5%
	2級地1	16.9万円	4.3%
	3級地2	15.7万円	11.1%
高齢夫婦 (65歳夫婦)	1級地1	12.1万円	0.8%
	2級地1	11.5万円	2.7%
	3級地2	10.7万円	2.3%
高齢単身 (65歳)	1級地1	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.2万円	3.5%
	3級地2	6.7万円	3.3%
高齢夫婦 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	0.0%
高齢単身 (75歳)	1級地1	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.6万円	0.6%
	3級地2	6.2万円	0.6%
ひとり親 (30代、小学生)	1級地1	12.2万円	0.2%
	2級地1	11.6万円	1.3%
	3級地2	10.8万円	0.9%
ひとり親 (40代、中学生 と小学生)	1級地1	15.5万円	3.1%
	2級地1	14.7万円	6.6%
	3級地2	13.7万円	6.3%
若年単身 (50代)	1級地1	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.2万円	1.4%
	3級地2	6.8万円	1.2%

厚労省2023年度予算案資料から作成